

物件調書(市が提案を求めるコンセプト詳細)

(1)土地の概要

対象物件名称	新陶芸館		
所在 ※全て市所有	地番	三田市四ツ辻字西野々720番2	
	地積(地目)	2,258.09㎡(宅地)	
	地番	三田市四ツ辻字西野々1677番	
	地積(地目)	82.16㎡(宅地)	
接面道路 の状況	幅員8.5m(市道ふれあいの里線)		
交通機関	JR相野駅から1.4km(徒歩17分、車で3分) 国道176号線から450m(車で1分)		
法令等に基づく 制限	都市計画法	市街化調整区域	(その他の制限) ・景観計画区域
	用途地域	—	
	建ぺい率	60%	
	容積率	100%	
私道の負担等に 関する事項	負担の有無	無	
	負担の内容	—	
供給処理施設の 状況	区分	配管の状況	照会先
	水道	有	三田市上下水道部 上水道課 079-559-5159
	電気	有	新エネルギー開発(株) 072-778-1212
	ガス	有(プロパン)	株式会社シティガス 079-559-4021
	下水道	有 (農業集落排水)	三田市上下水道部 下水道課 079-559-5122
(留意事項)			
・近隣には田畑があるため、新陶芸館敷地からの雨水排水には注意が必要です。			
(土壌汚染等に係る現況)			
・土壌汚染調査、地盤調査、地中埋設物の調査等は実施していませんが、市が平成6年に整備する以前は、田畑として利用されていました。			
・当該土地は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく指定区域に指定されていません。			
・当該土地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しません。			

(2)建物の概要

建物の内容	所在	三田市四ツ辻 720 番2								
	家屋番号	未登記								
	種類									
	構造	鉄筋コンクリート造地上 2 階建								
	床面積	601.60 m ²								
	建築時期	平成 6 年								
	附属建物	-								
	その他	付帯設備:窯(灯油窯 1 基、電気窯 1 基)、エレベーター(定員 11 名)								
各階面積 (1F)	1階:396.83 m ² ・作陶室(144m ²) ・乾燥室(24m ²) ・事務室(20m ²)									
(2F)	2階:204.77 m ² ・展示室(66.9m ²)									
工作物	-									
駐車場	有(37 台)									
(留意事項)										
<p>・主な修繕状況は、下記の通りです。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 27 年度:電気窯、自動ドア、エレベーター</td> <td>平成28 年度:電気窯、燃料タンク、トイレ</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度:排煙窓、屋根、高圧受電設備、消防設備</td> <td>平成 30 年度:屋根、入口舗装</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度:沈殿槽、ドア、入口ゲート</td> <td>令和 2 年度:排煙窓、事務所エアコン</td> </tr> <tr> <td>令和3年度:トイレ、水道</td> <td></td> </tr> </table> <p>・エレベーターの経年による修繕が見込まれます。</p>			平成 27 年度:電気窯、自動ドア、エレベーター	平成28 年度:電気窯、燃料タンク、トイレ	平成 29 年度:排煙窓、屋根、高圧受電設備、消防設備	平成 30 年度:屋根、入口舗装	平成 31 年度:沈殿槽、ドア、入口ゲート	令和 2 年度:排煙窓、事務所エアコン	令和3年度:トイレ、水道	
平成 27 年度:電気窯、自動ドア、エレベーター	平成28 年度:電気窯、燃料タンク、トイレ									
平成 29 年度:排煙窓、屋根、高圧受電設備、消防設備	平成 30 年度:屋根、入口舗装									
平成 31 年度:沈殿槽、ドア、入口ゲート	令和 2 年度:排煙窓、事務所エアコン									
令和3年度:トイレ、水道										
(アスベスト、PCB 含有物等に関する現況)										
<p>・当該建物には、飛散するおそれのあるアスベスト含有物は確認されていません。ただし、通常の使用状態では、危険性は低いと考えられているアスベスト含有建材等が使用されている可能性があります。</p> <p>・トランス及びコンデンサー類等の電気設備のうち、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)に規定される廃棄物に該当するものについては、当該建物への設置は確認されていません。</p>										

(3)市が提案を求めるコンセプト(用途・機能)

市における施設の位置付け	<ul style="list-style-type: none">・新陶芸館は、古くから丹波立杭焼の陶土の産地として知られた場所に位置しています。・新陶芸館は、地域住民の生活文化の向上と創造性の高揚を目的とした、ふれあいと創造の里を形成する施設群の一つです。・豊かな自然のなかで市民が陶芸に親しみ、創作活動の本格的な場となることを期待してこれまで実施してきた陶芸教室は、継続的な受講者を得て定着していることから、市が平成30年12月に持続的な公共施設の運営を図ることを目的に策定した三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針において、現施設を活用したなかで陶芸教室を実施することを前提としたうえで、民間事業者等に施設を売却等する方針が示されています。
提案を求めるコンセプト	<ul style="list-style-type: none">・新陶芸館の利活用之际には、陶芸を始めてみようと思う方から経験のある方まで、多くの市民が陶芸を楽しめることができる陶芸教室や創作活動の場の継承につながるよう提案してください。・本市の伝統工芸でもあります、三田青磁の魅力の発信や技術の継承に寄与するような提案をしてください。

(4)写真及び図面



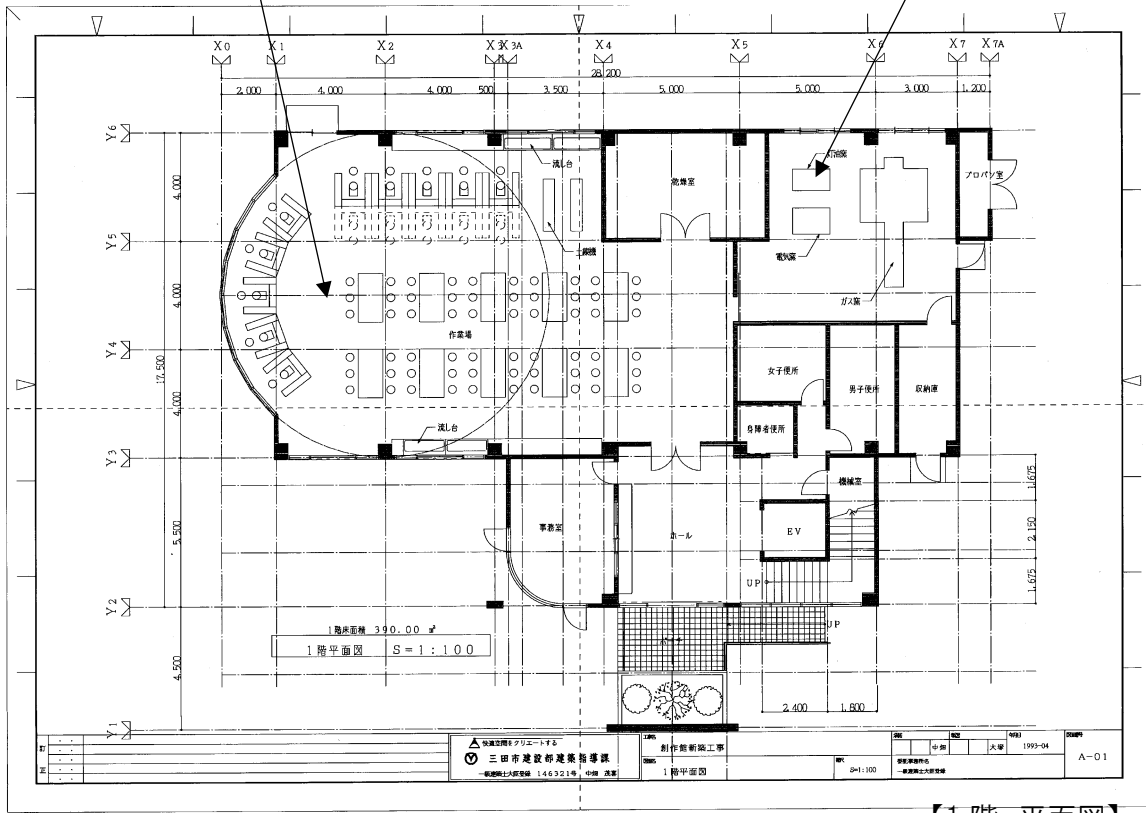
図1：新陶芸館



図2：位置図

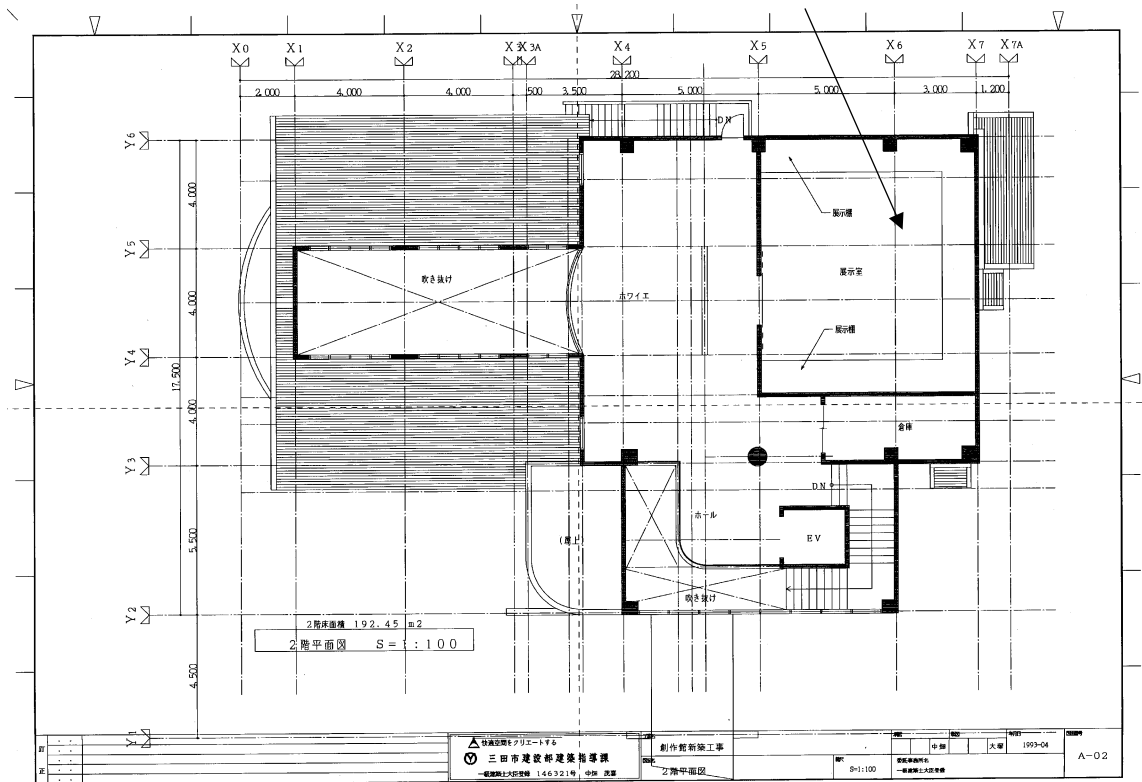
作業室(ろくろ 15 台、てねり)

作陶室(灯油窯 1 基、電気窯 1 基)



【1階 平面図】

展示室



【2階 平面図】



灯油窯



電気窯



作業室



展示室(左側)



展示室(右側)

図4：施設内部写真

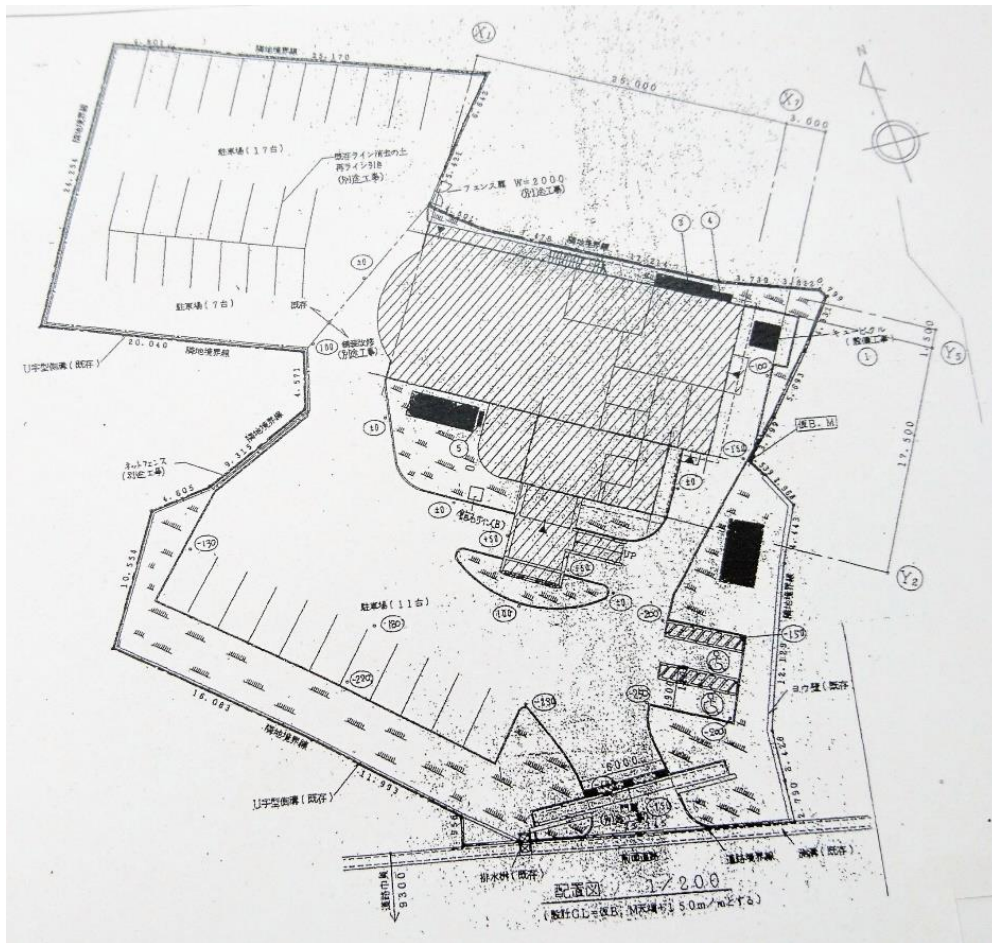


図5：配置図